

高齢者施設管理者・施設長様

大阪府福祉部長
大阪府健康医療部長

高齢者施設への往診による抗体治療の実施について

日頃から府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、本府においては、第六波に備え医療・療養体制を強化するため、患者の重症化を予防する中和抗体薬治療（以下「抗体治療」という。）を拡充することとし、抗体治療にあたっては、医療機関での入院・外来での実施に加え、往診等においても実施できる体制を整備していくこととしております。

つきましては、高齢者施設（※1）においても、貴施設の連携医療機関等（※2）において、往診による抗体治療が実施されるよう、下記のとおりご案内します。

※1 高齢者施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※2 連携医療機関等：同一法人の医療機関、併設医療機関、協力医療機関等、施設が平時に連携している医療機関（貴施設の配置医師による投与を含む）。

記

◆医療機関における「抗体治療往診医療機関」の登録について

往診での抗体治療の実施にあたっては、予め「抗体治療往診医療機関」への登録が必要であり、府としては、府内医療機関に対し、別紙のとおり登録の依頼を行っているところです。

高齢者施設の入所者等に陽性者が発生し、重症化リスクを有する方が病床ひっ迫等によりやむを得ず施設内療養となった場合、貴施設の連携医療機関等が「抗体治療往診医療機関」へ登録されていれば、速やかな抗体治療の実施が可能となります。そのため、施設から連携医療機関等に、登録の有無を事前にご確認いただくことで、より円滑に進められると考えられます。

なお、連携医療機関等にご確認いただく際には、この通知文（次頁含む）及び、別紙の医療機関向け登録依頼文をご活用ください。

また、貴施設の連携医療機関等が「抗体治療往診医療機関」へ登録することが難しい場合、府のホームページ掲載の「抗体治療往診医療機関」に入所者への往診をご相談いただくことも可能です。

※抗体治療対象者：現在、重症化リスク因子（50歳以上、BMI30以上、心疾患、肺疾患、糖尿病、腎疾患など）を有し（ワクチン2回接種による抗体が獲得できている方を除く）、酸素投与を要しない軽症～中等症 I までの症状の方を対象として、発症から7日以内に実施することとしています。

※貴施設の配置医師が実施する体制をとる場合には、貴施設による上記登録が必要となりますので、参考の通知をご確認ください。

《参考》

- ・令和3年9月22日付け感支第4954号「往診における抗体カクテル療法の実施について（依頼）」
- ・令和3年10月7日付け感支第4954-2号「往診における抗体治療の実施について（依頼）」
- ・関連府ホームページ（中和抗体治療に関する情報について）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/koutai.html>

※「抗体治療往診医療機関」は、「府民向け 抗体治療医療機関受診について」参照

【問い合わせ先】
（抗体治療往診医療機関に関すること）
大阪府健康医療部保健医療室感染症対策支援課
病院支援第一グループ
電話：06-4397-3243（ダイヤルイン）
E-mail：coronataisaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp
（高齢者施設に関すること）
大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課
施設指導グループ
電話 06-6944-7106

※高齢者施設管理者・施設長様

連携医療機関等に抗体治療往診医療機関の登録についてご確認される際は、前頁の通知文本文、医療機関向け依頼文、及びこのお知らせを連携医療機関等にご提示ください。

高齢者施設連携医療機関等様へ

大阪府では、患者の自宅（高齢者施設等を含む）への往診により抗体治療を実施する「抗体治療往診医療機関」の登録について、令和3年9月22日付け感支第4954号及び令和3年10月7日付け感支第4954-2号により府内医療機関あて依頼しております。

また、令和3年10月27日付け感支第5301号により高齢者施設の管理者・施設長あてに、連携医療機関等への登録等についてご案内しております。

つきましては、以下の点にご留意の上、よろしくお取り計らいください。

記

1 往診における抗体治療の実施について

貴医療機関が連携医療機関等となっている高齢者施設において、新型コロナウイルス患者が発生し、病床ひっ迫等によりやむを得ず施設内療養を行う場合に、対象となる患者に速やかに抗体治療を実施できるよう、「抗体治療往診医療機関」への登録をお願いします。

（参照：令和3年9月22日付け感支第4954号及び令和3年10月7日付け感支第4954-2号）

大 阪 府